

JR東労組本部 申27号

「乗務員勤務制度の見直し」に関する解明申し入れ内容について (その2)

【多様な働き方の実現について】

- 2 1. 現行支社企画部門における安全性の向上や現場実態に即した計画、指導等における課題を明らかにすること。また、勤務の一部時間帯で定期列車に乗務を行う機会を設けることにより安全性が向上する根拠を明らかにすること。
- 2 2. 指定される社員のフレックスタイム制の適用に対する考えを明らかにすること。
- 2 3. 導入以降の支社企画部門における業務量の変化及び、現在員配置に対する考え方を明らかにすること。
- 2 4. 適用者が行う定例訓練及び乗務員訓練の時期・場所・内容について明らかにすること。
- 2 5. 主務職社員に対し新たな役割を付与する目的を明らかにすること。
- 2 6. 現行の主務職の本線乗務員の人数及び、当務主務への指定の考えを明らかにすること。
- 2 7. 現行人事制度における主務職等社員の位置付け及び、ライフサイクルについて変化する点を明らかにすること。
- 2 8. 当直助役に対する現在員の配置の考えを明らかにすること。また、当務主務の役割、業務内容、勤務指定の考えについて明らかにすること。

【効率性のさらなる追求・働きがいのさらなる創出・その他について】

- 2 9. 稠密線区の拘束時間限度時間について1日当たり1時間を延長する目的及び、長時間乗務等の課題についての認識を明らかにすること。また、実施による要員効果を明らかにすること。
- 3 0. 現行制度のまま一般線区において1日当たり労働時間数との乖離を縮小する行路作成内容について明らかにすること。
- 3 1. 短時間行路を乗務割交番から遊離することでの想定課題を明らかにすること。
- 3 2. 稠密線区における行き先地の時間の一部延長において、時間帯を6時から10時への変更並びに、食事時間の拡大を5分とする根拠を示すこと。
- 3 3. 在宅休養時間の一部延長時間を各2時間とする根拠を示すこと。
- 3 4. 育児・介護勤務適用者用の行路の労働時間Bをその他時間とすることにおけるメリット並びにデメリットを明らかにすること。また、出勤予備等が乗務した場合についても同様の取り扱いとする根拠を明らかにすること。
- 3 5. 乗務員勤務以外の勤務に就く者の勤務の取り扱い変更について、想定される課題を明らかにすること。
- 3 6. 賃金制度改正の提示時期についての考えを明らかにすること。
- 3 7. 実施期日を平成30年度末ダイヤ改正（予定）とする根拠を明らかにすること。
- 3 8. 各地方・職場における、新制度に基づいた乗務員運用等の作成・調整についての具体的内容並びにスケジュールを明らかにすること。

組合員が納得感を得られる制度実現の為に、職場からの議論をつくりだし「安全・健康・ゆとり・働きがい」のある乗務員勤務制度を実現させよう！！